



出資金の一部返還について

Question

組合員より事業資金が必要であるため出資金を一部返還して欲しいとの要望を受けました。どのように対処すべきでしょうか？

Answer

出資金とは、①立ち上がり資金②運転資金③再投資資金④負債に対する担保⑤利益の帰属⑥残余財産分配の基準等の役割をはたしており、組合員が脱退せずに出資金を返還する方法として、出資口数の減少と出資一口の金額の減少があります。

①出資口数の減少

(例えば、出資金が一口1万円で、100口出資しているうちの80口を返還する場合など)

中小企業等協同組合法第23条には、「組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、事業年度の終わりにおいて、その出資口数を減少することができる」とされています。

出資口数の減少は、組合員の絶対権であるから、組合は、定款をもってしてもこれを奪うことは出来ないとされ、その手続、方法を定款で定めることが義務となっています。

多くの組合では定款参考例に倣い、これらの請求があったときは、理事会において諾否を決するとされています。特にやむを得ない事由についても、個々の場合に依りて理事会が認定することになります。

なお、組合員が出資口数を減少できる場合をこのように法定しているの、これに該当しないものは、定款の定めをもってしても減少することができません。

持分の額は、事業年度末の組合財産によって定まるため減少の時期は、事業年度の終わりになります。したがって、減少の請求はいつでも可能ですが、払戻請求権の取得は事業年度の終わりです。

組合員がどうしても資金が必要である場合、一部を仮払いし、決算後に差額を支払う等の柔軟な対応が必要かもしれません。

②出資一口の金額の減少

(例えば出資一口100万円で、80万円を返還するため出資一口を1万円にする場合など)

出資一口の金額は、定款の絶対的の必要記載事項であり、同時に登記事項でもあるから、これを減少するには、総会で定款の変更を議決し、定款の変更につき所管行政庁の認可を受け、さらに変更の登記をしなければなりません。

組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から2週間以内に財産目録・貸借対照表を作成し、主たる事務所に備え置かなければいけません。

組合員及び組合の債権者は、組合に対し、その業務時間内はいつでもこれらの書類の閲覧を請求することができ、組合は正当な理由なく、これを拒めません。

出資一口の金額の減少を行うケースには、組合の事業の縮小等により予定の出資額を必要としなくなったとき、組合の財産に欠損を生じたとき、新規組合員の加入促進のためなどが考えられます。

また、組合が出資一口の金額を減少する場合には、組合の債権者は、異議を述べることができます。組合は、変更の決議をした後①出資一口の金額を減少する旨、②債権者が一定の期間内(1か月)に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません(定款所定の公告方法が日刊新聞紙公告又は電子公告である場合において、官報公告のほか、定款の定めに従いこれらの公告方法によりするときは、各別の催告は不要となります)。

この方法は手間が多く、公告等の費用も発生するため、一口の金額は高額に設定せず、口数で調整したほうがスムーズです。